

第9回目は、前回に引き続き徴収法から保険関係の一括の解説を進めていきます。前回のおさらいですが、保険関係の一括には、下記のように大きく3つの括りがあります。

一括の種類	一括内容
①有期事業の一括	一定の要件を満たす下記の事業が対象 ●立木の伐採の事業 ●建設の事業
②請負事業の一括	数次の請負による建設の事業が対象
下請負事業の一括	上記の事業のうち一定の要件を満たす事業が対象
③継続事業の一括	上記①、②以外の事業

今回は①の有期事業の一括の解説でしたが、有期事業とくれば、下記の3つを想起できるようにしてください。

- 建設の事業・立木の伐採の事業
- 労災保険に係る保険関係
- 二元適用事業

今回は、②の請負事業の一括です。  
(請負事業には、下請負事業の分離も含まれています。)

▼請負とは、「仕事を請け負う」という表現で一般に使用される用語ですが、法律上は、民法632条に定義されています。

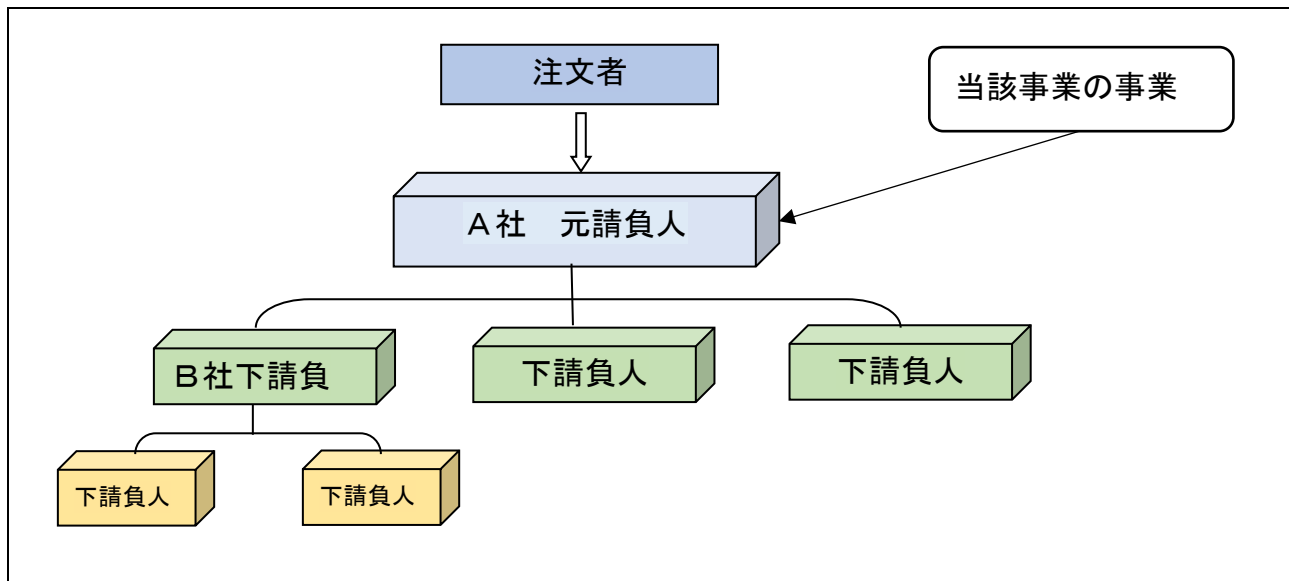
(条文)

請負は請負人がある仕事を完成することを約し、注文者がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを内容とする契約である。

徴収法上の請負とは、民法の請負の定義より狭く、具体的に業種が「数次の請負による建設の事業」と限定されています。

単なる建設業ではなく、「数次の請負」がポイントになります。

例えばビルの建設現場には多く労働者が携わり、元請負人がいて下請負人、孫請負人がいる重層構造の組織形態になっています。



上記のように、請負契約においては、

- ・仕事を注文する者が**注文者**
- ・仕事を請け負う者が**請負人**となります。

その中で、注文者と請負契約する業者を元請業者（**元請負人**）（**A社**）と言い、**A社**と**請負契約**する業者を**下請負人**（**B社**、一次下請）…という重層構造つまり、数次の請負という構造になります。

請負事業の一括の事業は、この注文者と契約をする**元請負人のみ**を当該事業の事業主とします。（ここでは、A社）

つまり、**A社は**、B社以下の下請負人に使用されている労働者の保険料の納付等について、事業主としての義務を負うことになります。

▼請負事業の一括の要件のまとめです。

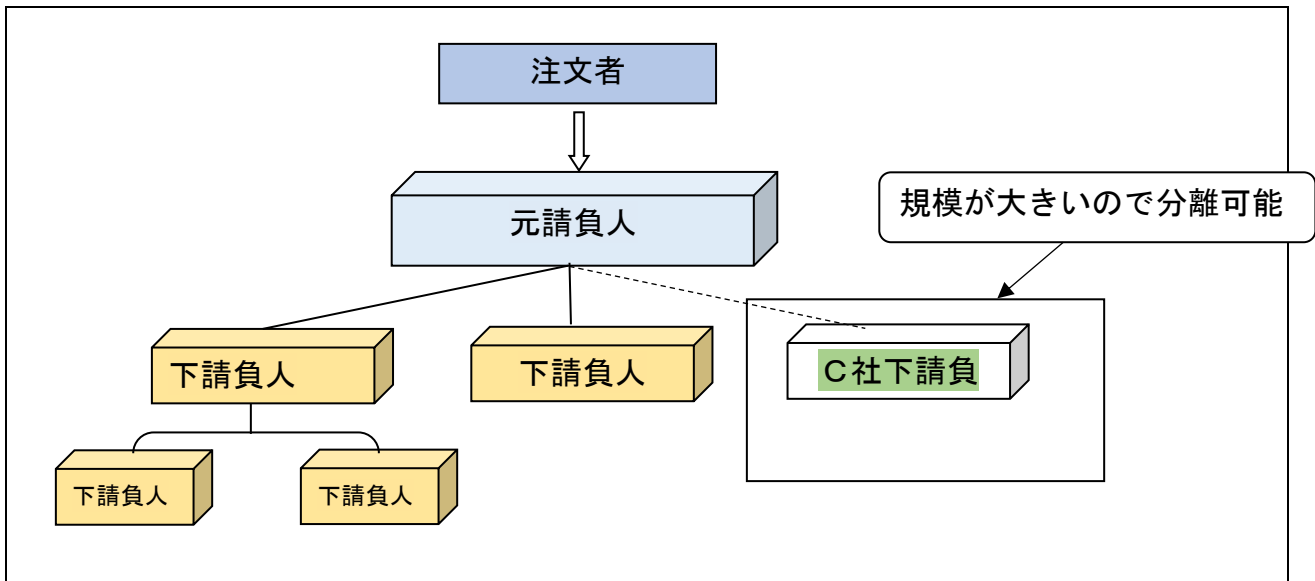
	内容
対象事業	数次の請負による建設の事業
申請	法律上当然に一括
規模	規模要件なし
要件	①労災に係る保険関係が成立していること ②数次の請負による建設の事業
地域制限	なし

▼次に本試験でも出題頻度が高い「下請負事業の分離」を確認していきます。

大規模な建設現場に関しては、多くの業者と労働者が現場に携わっています。下請け業者が多く出入りしているわけですが、下請負が一定規模以上の場合には、下請負が一の事業と見なされ、下請負人が事業主となります。

つまり、**下請負人**が元請負人から分離（独立）することにより、**C社**はより一層、労働災害についての責任が増し労働災害防止の意欲を期待することができます。

（あくまで、徴収法上の分離であって、仕事上の指揮命令の流れは変わりません。）



▼下請負事業の分離のまとめ表です。

事業規模が下記の①又は②になった場合に、分離が可能ということで、分離自体は任意になります。

	内容
対象事業	建設の事業
申請	元請負人が共同で申請 ＋ 厚生労働大臣の認可（都道府県労働局長に委任）
規模	①概算保険料の額が 160 万円以上 又は ②請負金額が 1 億 8,000 万円以上
要件	①労災に係る保険関係が成立していること ②数次の請負による建設の事業
地域制限	なし

平成 27 年 4 月 1 日 改正  
(1 億 9,000 万円⇒1 億 8,000 万円)

申請に関しても頻出です。

元請負人が共同で申請します。

申請時期は、保険関係が成立した日の翌日から起算して 10 日以内に

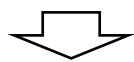
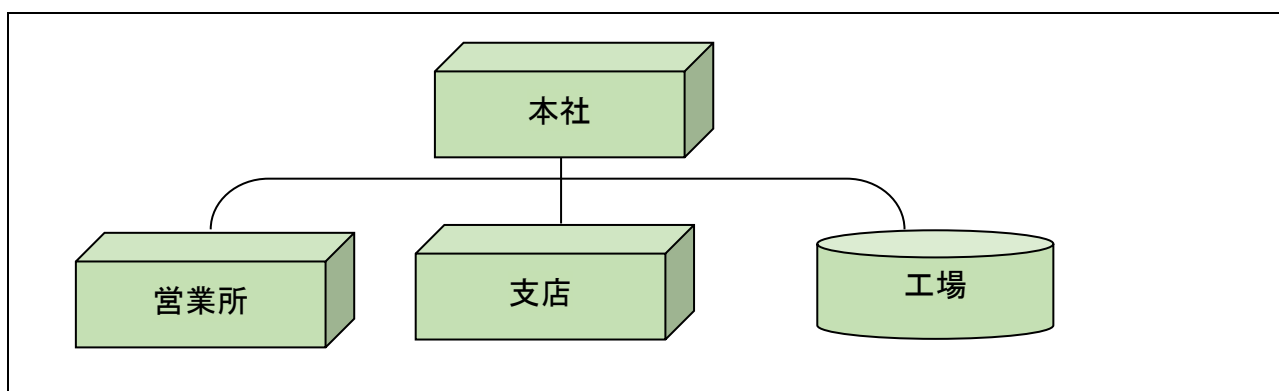
元請負人及び下請負人が共同で「下請負人を事業主とする認可申請書」を

所轄労働基準監督署長→経由→所轄都道府県労働局長に提出し、厚生労働大臣の認可を受けます。

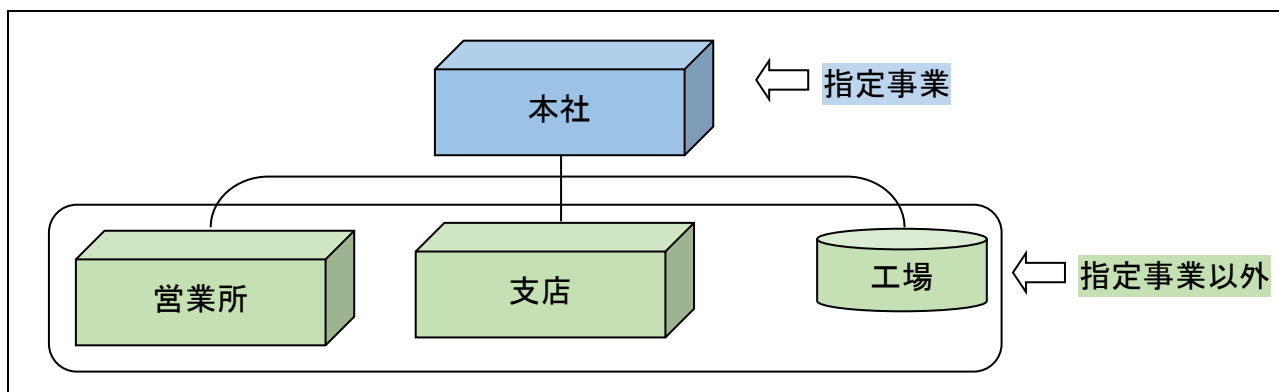
▼次に、継続事業の一括を見ていきます。

一般の会社（継続事業）が、保険関係の一括をするためには、今までの「有期事業の一括」や「請負事業の一括」と異なり、厚生労働大臣の認可が必要になってきます。

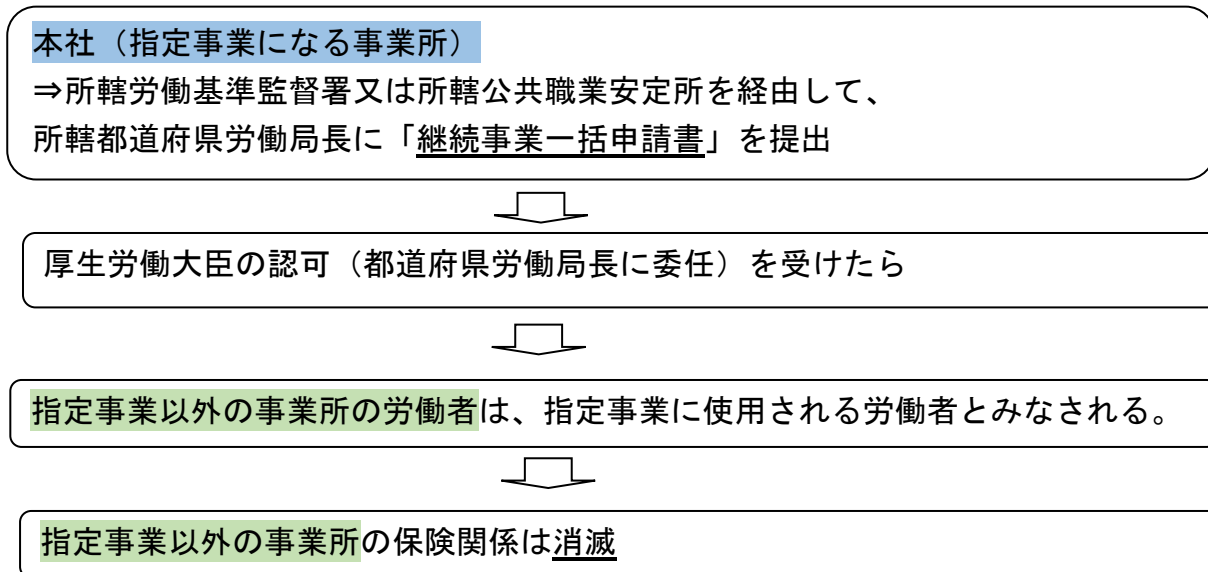
通常は、下記のように、本社、営業所、支店、工場がそれぞれ1つの事業所として、保険料の納付等の業務を事業所単位で行っています。（それぞれの事業所の要件は後述）



ただし、各事業所の事務の軽減ということで、労働保険料等の事務を本社一括にするのであれば、継続事業の一括の申請をし、厚生労働大臣の認可を受ける必要があります。



上記の図表を見ながら流れを確認していきます。



上記の手続きによって、初めて継続事業としての保険関係の一括が可能になります。

さらに、下記の手続きが必要になってきます。

	提出期限、提出先
指定事業	<p>変更日の翌日から10日以内に「名称、所在地等変更届」を提出</p> <p>指定事業 → 所轄労働基準監督署長又は 所轄公共職業安定所長</p>
指定事業以外 (被一括事業)	<p>遅滞なく、「<u>継続被一括事業名称・所在地変更届</u>」を提出</p> <p>指定事業以外の事業所 → 經由 指定事業に係る 所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長 → 所轄都道府県 労働局長</p>

⇒継続事業の一括後の概算保険料の見込み額が、継続前の見込み額の100分の200を超え、かつ、差額の概算保険料が13万円以上の場合

指定事業に関しては、上記のほかに、概算保険料の増加が見込まれるときは、「増加概算保険料の申告、納付」を増加が見込まれた日から30日以内（翌日起算）に下記へ提出、納付する必要があります。

- 「増加概算保険料申告書」提出先⇒都道府県労働局歳入徴収官
- 「納付書」により差額である現金を納付⇒都道府県労働局収入官吏  
(申告書は、日本銀行や労働基準監督署経由、納付先は日本銀行への納付も可能)

事業所ごとの保険関係の納付等を本社への一本化であれば、一括前と一括後の概算保険料の見込み額が倍になったり、差額が13万円以上になることは十分にあり得ますので、継続事業の一括とくれば、「増加概算保険料の申告」もセットで理解、覚えておく必要があります。

指定事業以外の手続きは、上記の「継続被一括事業名称、所在地変更届」のほかに同時に、指定事業以外の事業所は、保険関係が消滅するので保険関係の消滅日から50日以内（当日起算）に「確定保険料申告書」を提出し、清算します。

つまり、概算保険料に関しては、既に申告・納付をしているので、保険関係が消滅した日までの確定分は、それぞれの指定事業以外の事業所（支店、工場等）で清算するために、「確定保険料申告書」を提出します。

これで晴れて、本社一括ということになります。

▼それでは、継続事業の一括のまとめです。

	内容
対象事業	なし
申請	事業主が申請 ＋ 厚生労働大臣の認可（都道府県労働局長に委任）
規模	なし
要件	一括されるそれぞれの事業が、下記のすべてに該当すること ①事業主が同一人であること ②継続事業であること ③それぞれの事業における保険関係が下記のいずれかに該当すること ・一元適用事業で労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立していること ・二元適用事業であって労災保険に係る保険関係が成立していること ・二元適用事業であって雇用保険に係る保険関係が成立していること ④労災保険率表による事業の種類を同じくすること
地域制限	なし

それでは、過去問を確認していきます。

▼過去問 H26 - 労災 9A

【問題】

立木の伐採の事業が数次の請負によって行われる場合には、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

【解答】 ×

【解説】

⇒数次の請負は建設の事業限定です。

数次の請負とくれば、建設の事業限定



## ▼過去問 H26-労災 9B

## 【問題】

機械器具製造業の事業が数次の請負によって行われる場合には、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

【解答】 ×

【解説】

⇒上記の問題の論点と同じです。

数次の請負とくれば、建設の事業限定

「機械器具製造業の事業が数次の請負」で×に出来る問題です。

## ▼過去問 H26-労災 9C

## 【問題】

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合において、労災保険の保険関係に関し当該事業を一の事業とすることについて元請負人の認可申請があり、厚生労働大臣の認可があったときは、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

【解答】 ×

「数次の請負である建設の事業」と読み替えます。

「数次の請負である建設の事業」の場合は、  
法律上当然に、請負事業の一括が行われるので、認可申請は不要です。  
文中の「厚生労働大臣の認可」という流れにはならないので誤りです。

## ▼過去問 H26-労災 9D

## 【問題】

労災保険の保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行われる場合であって、労働保険徴収法の規定の適用については、元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合においても、雇用保険に係る保険関係については、元請負人のみが当該事業の事業主とされることなく、それぞれの事業ごとに労働保険徴収法が適用される。

【解答】 ○

【解説】

⇒建設の事業が数次の請負の場合、労災保険に関する一括であり、雇用保険に係る保険関係に関しては、それぞれの事業所ごとに行います。

## ▼過去問 H16-労災 9A

## 【問題】

建設の事業及び立木の伐採の事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみが当該事業の事業主となる。

【解答】 ×

【解説】

⇒「及び立木の伐採の事業」を削除すれば正しい設問です。

同じ論点での出題です。

## ▼過去問 H16-労災 8C

## 【問題】

建設の事業、立木の伐採の事業その他厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の適用については、その事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とみなされる。

【解答】 ×

【解説】

⇒「立木の伐採の事業その他厚生労働省令で定める事業」を削除すれば正しい設問です。

## ▼過去問 H18-労災 9D

## 【問題】

建設の事業又は立木の伐採の事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の適用については、それらの事業が一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主となる。

【解答】 ×

【解説】

⇒「又は立木の伐採の事業」を削除すれば正しい設問です。

## ▼過去問 H17-労災 10D

## 【問題】

船舶製造の事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

【解答】 ×

## 【解説】

⇒同様の論点が続きますが、船舶の事業は、建設の事業ではありません。

## ▼過去問 H18-労災 9D

## 【問題】

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合において、労災保険の保険関係に関し当該事業を一の事業とすることについて元請負人の申出があったときは、その事業が一の事業とみなされ、当該元請負人のみが当該一の事業の事業主となる。

【解答】 ×

## 【解説】

⇒法律上当然に1つの事業所とみなされます。

法律上当然に一括になります。

## ▼過去問 H21-労災 8A

## 【問題】

労災保険の保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行なわれる場合には、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみをその事業の事業主としている。この場合において、雇用保険に係る保険関係については、元請負人のみをその事業の事業主とするのではなく、それぞれの事業ごとに労働保険徴収法が適用される。

【解答】 ○

## 【解説】

⇒設問の通り正解です。

## ▼過去問 H26-労災 9E

## 【問題】

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合であって、労働保険徴収法の規定の適用については、元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合においても、元請負人の諾否にかかわらず、下請負人の申請に基づき厚生労働大臣の認可を受けることによって、当該下請負人が元請負人とみなされる。

【解答】 ×

## 【解説】

⇒下請負事業の分離は、一定の要件を満たす事業所で、元請負人及び下請負人が共同で申請します。

## ▼過去問 H21-労災 8B

## 【問題】

労災保険の保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行われる場合には、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみをその事業の事業主としている。この場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に関して、当該下請負人を事業主とする認可申請書を所轄都道府県労働局長に提出し、所轄都道府県労働局長の認可があったときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人が元請負人とみなされる。

【解答】 ○

## 【解説】

⇒下請負事業の分離に関する内容で正解です。

前半の論点は正解です。

▼過去問 H18-労災 10C

【問題】

数次の請負によって行われる建設の事業については、徴収法の適用上それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされるのが原則であるが、  
下請負人のみの申請により、その請負に係る事業を一の事業とみなして下請負人のみを当該事業の事業主とすることについて厚生労働大臣の認可を受けたときは、元請負人の諾否にかかわらず、当該下請負人の請負に係る事業については、当該下請負人のみが事業主とされる。

【解答】 ×

この時点で誤りです。

【解説】

⇒元請負人と下請負人が共同で申請をします。一方だけで申請をすることはできません。

▼過去問 H18-労災 9E

【問題】

数次の請負によって行われる事業が一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合においても、下請負人の申請に基づき厚生労働大臣が適当と認めたときは、元請負人の諾否にかかわらず、当該下請負に係る事業については、当該下請負人が元請負人とみなされる。

【解答】 ×

【解説】

⇒元請負人と下請負人が共同で申請するので、元請負人の諾否ということはありません。

数字の入れ替え問題の正誤は明確です。

▼過去問 H20-雇用 8E

【問題】

労働保険徴収法第8条第2項の規定に基づき、下請負人をその請負事業の事業主とする認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、やむを得ない理由がない限り、保険関係が成立した日の翌日から起算して30日以内に、下請負人を事業主とする認可申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

【解答】 ×

【解説】

⇒30日以内ではなく、10日以内に提出です。

天災、不可抗力等の客観的な理由や下請負契約が成立しないような場合には、やむを得ない理由ということで、10日経過後でも申請書を提出することは可能です。

継続事業の一括に関する過去問を確認していきます。

▼過去問 H26-雇用 8D

【問題】

継続事業の一括に関する厚生労働大臣の認可の要件の一つとして、「それぞれの事業が、事業の種類を同じくすること。」が挙げられているが、雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業については、この要件を必要としない。

【解答】 ×

【解説】

⇒二元適用事業であっても事業の種類を同じくすることが必要になるので誤りです。

▼過去問 H26-雇用 8E

【問題】

継続事業の一括に関する厚生労働大臣の認可があったときは、労働保険徴収法の規定の適用については、当該認可にかかる二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなされる。

【解答】 ○

指定事業…通常は本社

▼過去問 H16-労災 8E

【問題】

事業主が同一人である二以上の継続事業について成立している保険関係を一の保険関係に一括するのに必要な要件は、すべての事業が一元適用事業であって労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立しており、かつ、労災保険率が同一であることである。

【解答】 ×

【解説】

⇒設問は2カ所誤りがあります。

この時点で誤りで

- ①一元適用事業であっても、二元適用事業であっても要件に該当すれば可能
- ②労災保険料率そのものではなく、労災保険率表における事業の種類が同一であることが必要です。

労災保険率表は、現在、事業の種類（55区分）ごとに  
 最高…1000分の88（金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）は石炭鉱業）～  
 最低…1000分の2.5（金融業、保険業又は不動産業）

▼過去問 H17-10A

【問題】

事業主が同一人である二以上の継続事業については、一の都道府県内において行われるものに限り、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき都道府県労働局長の認可を受けたときは、徴収法の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用される労働者は、これらの事業のうち都道府県労働局長が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなされ、また、当該一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

【解答】 ×

【解説】

⇒継続事業の一括に関しては、地域的な制限や事業の規模という要件はないので誤りです。

	有期事業	請負事業	継続事業
事業規模	有り	(原則) なし (例外) 下請負事業の分離は有り	なし
地域制限	(原則) 有り (例外) 機械装置の組立、据付け	なし	なし

## ▼過去問 H18 労災-9B

## 【問題】

継続事業と有期事業を含む二以上の事業の事業主が同一人であり、かつ、厚生労働省令で定める規模以下の有期事業がいずれかの継続事業の全部又は一部と同時に行われる場合において、事業主が当該有期事業の保険関係を当該継続事業の保険関係と一の保険関係とすることについて申請をし、厚生労働大臣の認可があったときは、当該認可に係る事業に使用されるすべての労働者は、厚生労働大臣の指定する一の継続事業に使用されるものとみなされる。

【解答】 ×

## 【解説】

⇒設問のような規定はないため誤り。

## 【解説】

少し読みにくい設問ですが、論点としては、「継続事業の保険関係と有期事業の保険関係との一括が可能かどうか」という一点だけです。

当然、継続事業の保険関係と有期事業の保険関係は一括できません。

設問では、一括が可能ということを前提で問題文を作成しているので注意が必要です。

## ▼過去問 H21-雇用 8A

## 【問題】

継続事業の一括の認可を受けようとする事業主は、継続事業一括申請書を指定事業として指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

【解答】 ○

## 【解説】

⇒設問の通り正解です。

## ▼過去問 H21-雇用 8B

## 【問題】

継続事業の一括の認可については、労災保険率表による事業の種類を同じくすることがその要件とされているが、雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業の場合は、労災保険率表による事業の種類を同じくする必要はない。

【解答】 ×

## 【解説】

⇒同じくする必要があるので誤りです。



## ▼過去問 H21-雇用 8C

## 【問題】

継続事業の一括の認可を受けた指定事業の事業主は、その指定事業の名称又は当該事業の行われる場所に変更があったときは、遅滞なく、継続被一括事業名称・所在地変更届を指定事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

【解答】 ×

## 【解説】

⇒指定事業の名称・所在地に変更があった場合には、「名称・所在地等変更届」を変更が生じた日の翌日から起算して10日以内に所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければなりません。

## ▼過去問 H21-雇用 8D

## 【問題】

継続事業の一括の認可を受けた指定事業の事業主は、労災保険及び雇用保険の受給に関する事務並びに雇用保険の被保険者に関する事務について、当該指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署長又は公共職業安定所長に対して一括して行うことができる。

【解答】 ×

## 【解説】

⇒一括されるのは、労働保険料等の徴収に関するものになります。  
労災保険法の各保険給付の申請や雇用保険法の被保険者の資格の取得、喪失、離職票に関する事務は、各事業所で行います。

## ▼過去問 H21-雇用 8C

## 【問題】

継続事業の一括の認可があったときは、当該二以上の事業に使用されるすべての労働者が指定事業に使用される労働者とみなされ、指定事業以外の事業の保険関係は消滅する。この場合、保険関係消滅申請書を提出することにより、労働保険料の確定精算の手続はすべて終了する。

【解答】 ×

## 【解説】

⇒前半は正解です。後半の「保険関係消滅申請書」ではなく、「確定保険料申告書」にすれば正解の肢になります。

## ▼過去問 H23-雇用9D

## 【問題】

継続事業の一括の申請は、一元適用事業の場合は、それぞれの保険に係る保険関係ごとに個別に所轄都道府県労働局長に対して行わなければならない。

【解答】 ×

## 【解説】

⇒保険関係の全部又は一部の一括に係る指定を受けることを希望する事業（指定事業）が、所轄都道府県労働局長に対して行うので誤りです。

第9回（完）